

平成21年度林業関係補助事業の要望について

平成21年度における林業関係補助事業の実施要望を下記の要件等で調査いたします。要望があれば、国東市役所林業水産課又は各総合支所までお問い合わせください。
なお、申し込み箇所がすべて要望に沿えるものではないことをご了承ください。

① 市単林道舗装工事等補助事業

3戸以上で構成された協業体が所有する、既設の林業作業道等(利用幅員が2~3m)の整備(コンクリート舗装、補修等)に要する経費に補助する事業です。

| | |
|-------|--|
| 規 格 | 幅員 2 ~ 3m (コンクリート舗装、補修等) 舗装厚 10.0 cm |
| 用 途 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備で間伐、保育等で長期的に利用する路線。 ・椎茸原木の搬出、竹材の生産等のための路線。 |
| 補 助 率 | 補助対象経費(設計額)の 45%以内 |
| 要 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の補助対象とならないものであること。 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・設計額で下限 20 万円以上、上限 200 万円以下です。 (補助額で 9 万円以上、90 万円以下) <p>なお、上限を超える事業費については、全額自己負担とする</p> |

② 特用林産関係事業

1) 椎茸生産基盤整備総合対策事業

椎茸生産における一層の合理化、省力化、低コスト化を図るための生産諸基盤の整備と生産施設の近代化を図る事業です。(構成員3戸以上の協業体を設立することが必要です。)

(ア) 低コスト簡易作業路緊急整備事業

| | |
|-------|--|
| 規 格 | 幅員=2.0m以上、延長=1路線 100m以上 |
| 用 途 | <ul style="list-style-type: none"> ・椎茸原木や竹材等の搬出 ・椎茸ほだ場の造成・管理ほか |
| 補 助 率 | 定額：840 円 /m |
| 要 件 | <ul style="list-style-type: none"> ・一路線の利用区域面積が 0.3ha 以上であること。 ・一路線の延長は 100m 以上とし、対象面積 0.1ha 当りおおむね 100mまでとする。 |

(イ) 生産基盤高度化緊急対策事業(椎茸生産施設)

| | |
|-------|--|
| 対 象 | 重要施設：人工ほだ場、人工ほだ化施設、散水施設、ハウス その他施設：暖房機、浸水槽、保冷庫、自動植菌機、その他 |
| 補 助 率 | 重要施設：補助率 3 / 4 その他施設：補助率 1 / 2 |
| 規 格 | <ul style="list-style-type: none"> ・散水施設を設置するほだ場の面積は、0.1ha(1,000 m²)以上とする。 ・人工ほだ場面積は、おおむね 0.05ha(500 m²)以上とする。 ・機械施設は耐用年数 5 年以上の新品、新設 |